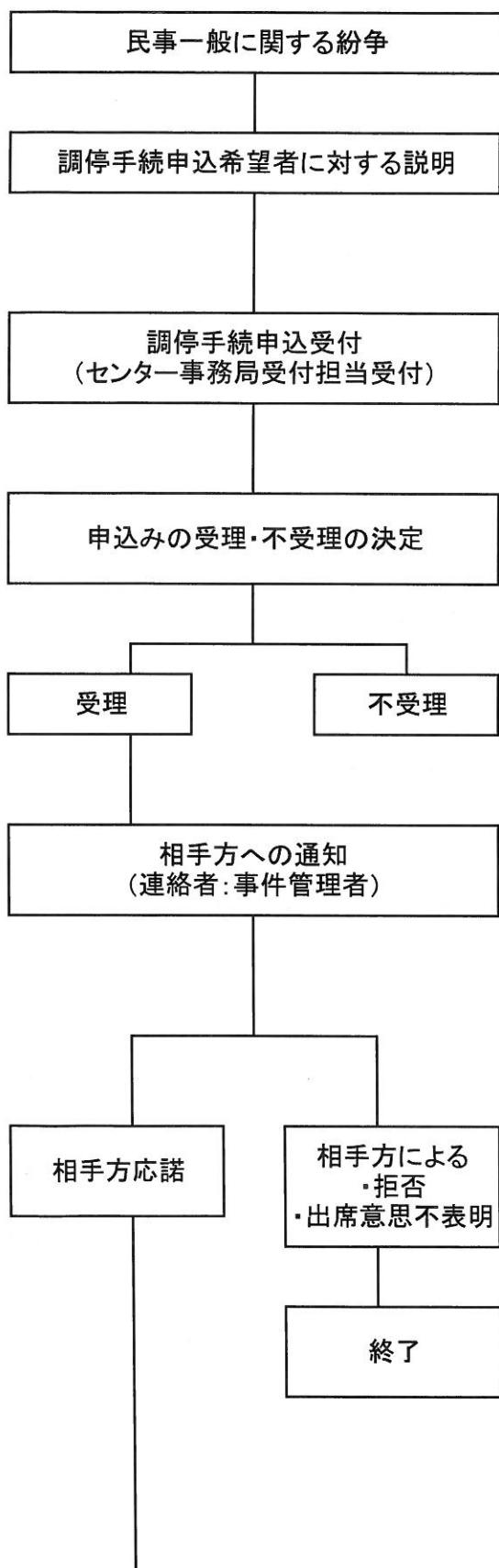


民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要



「法6条1号関係」
(手続実施規程11条)

「法14条関係」

(手続実施規程9条、17条)

- ・説明者 受付担当
- ・説明書面を交付し内容を説明

「法6条8号、15号関係」

(手続実施規程9条、18条 手数料規定5条)

- ・調停申込書提出
- ・調停申込手数料 10,000円

(手続実施規程8条、9条、19条)

- ・事務局長が申込書を審査し受理・不受理を決定
- ・受付担当が申込人に対し受理・不受理を通知

「法6条10号関係」、(手続実施規程9条、19条)

- ・不受理の場合、申込人に申込書等を返還

「法6条6号・9号、法14条関係」

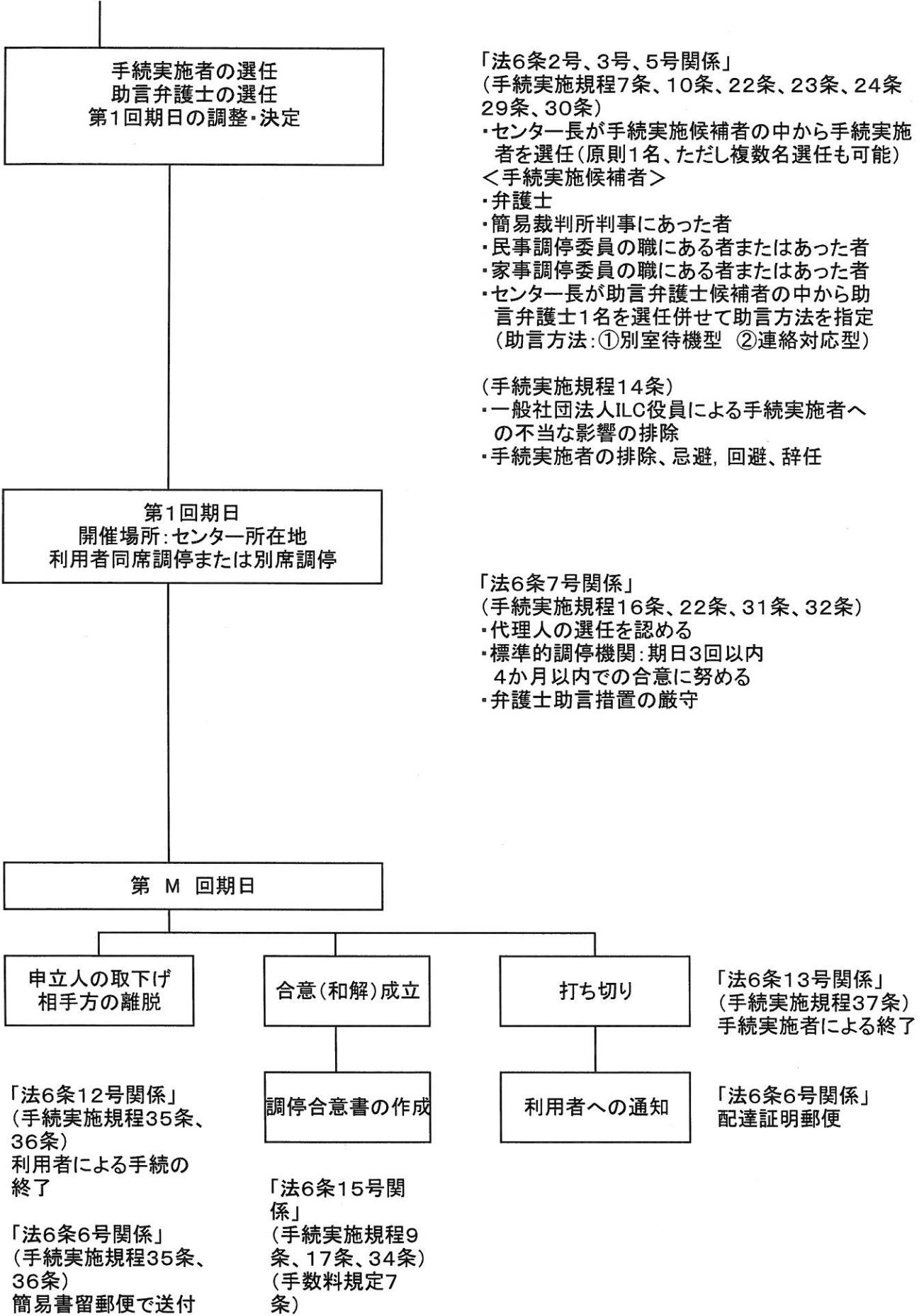
(手続実施規程15条、20条)

- ・事件管理者が、相手方へ関係書類送付に先立ち電話等により説明を実施
- ・申込書の概要を記した書面、回答書及び法14条に基づく説明書を配達証明郵便にて相手方に送付

「法6条8号関係」

(手続実施規程21条)

- ・相手方が調停手続の実施を依頼しない旨の回答をしたときまたは相手方が回答期限日までに回答をしないときはセンター長は調停手続の終了を決定する
- ・申込人に対し、調停手続の終了を決定した年月日を記載した書面を送付する
- ・申込人に対し調停手続の終了を決定した年月日を記載した書面を送付する



《合意成約手数料》

紛争解決価格	合意成立手数料額
300万円以下の部分	紛争解決価格の6%
300万円を超え3000万円以下の部分	紛争解決価格の4%
3000万円を超え1億円以下の部分	紛争解決価格の2%
1億円を超える部分	紛争解決価格の1%